

郡山市まちづくり活動保険 保険請求の流れ

1 事故発生・報告

事故発生日から原則 30 日以内

- 事故が発生した場合、事故の状況（時間、場所、現場写真など）や事故を証明できる人の連絡先を記録してください。
- 事故発生後、速やかに市民・NPO活動推進課（電話 024-924-3471）にご連絡ください。
- 連絡後、所定の請求書兼事故証明書（市ウェブサイトからダウンロード可）の「事故内容欄」に記入し、市民・NPO活動推進課に提出してください。
※活動内容が分かる書類（チラシ、名簿など）の提出を求める場合があります。



2 事故報告・審査・認定（第一次審査）

2 週間程度

- 市が事故報告書を受理・審査後、保険会社へ送達し、認定の可否を判定します。
- 事故が補償の対象となる場合、請求書兼事故証明書（写）をお渡しします。



3 治療期間

補償対象期間は、原則、事故発生日から 6 か月間



4 保険請求・審査・認定（第二次審査）

約 1 か月～1 か月半

- 入院や通院が終了した日または事故発生日から 6 か月が経過した日、請求書兼事故証明書（写）の「治療内容欄」「災害補償金等支払指図欄」に記入し、領収書等の添付書類を整えて提出してください。
- 損害賠償事故の場合、訴訟・示談など賠償責任が確定した後に補償金請求を行うこととなります。



5 保険金支払い

- 保険会社から当事者に直接補償金が支払われます。
- 治療後の保険請求より、約 1 か月～1 か月半で支払われるのが通例です。（治療期間や書類の審査等の状況で前後します）

